

FSA対応 +SAの概要

日本GAP協会 +SA研修

+SAの概要



1. FSAとは
2. +SAの適合証明
3. +SAの要求事項

1. FSAとは

3

SAIについて

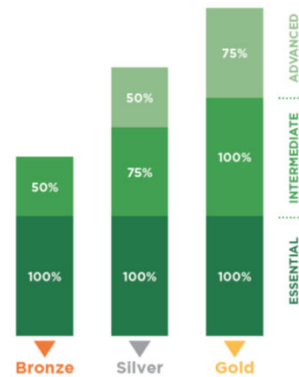
- SAI Platform: Sustainable Agriculture Initiative Platform
 - ネスレ、ユニリーバ、ダノンによって2002年に設立
 - 目的: 持続可能な農業
 - 農協・製造業・小売業者などフードシステムに関わる幅広い業種から、170以上の組織が加盟
 - FSA(農場の持続可能性評価)、ERBS(欧州牛肉持続可能性円卓会議)、SDP(持続可能な酪農パートナーシップ)の規格を持つ
 - 2014年にFSAプログラム開発
- ⇒農業の持続可能性を主眼とするFSAへの世界的な支持が広がっている中で、JGAP、ASIAGAPにおいても世界の潮流に対応するため、ベンチマーキングに取り組むこととした。

4

FSAについて



- 農場の持続可能性を評価・測定するシステム(ISOに基づく認証制度ではない)
- 現行バージョンのFSA3.0は2021年4月にリリース
- Essential, Intermediate, Advancedの3段階に分かれた109項目からなる基準
- 評価レベルもゴールド、シルバー、ブロンズの3段階
- 他のスキームに対するベンチマーキングの仕組みを持ち、GLOBAL GAP (GRASP, GGFSA) やレインフォレストアライアンス等がある。
+SA、GRASP、RAはシルバーレベル承認



5



2. +SAの適合証明

6

+SAの運用



- アドオン規格に関する運用基準を作成:+SA総合規則
- FSAとのベンチマーキングにおいては、運用ルールは承認の対象外であるため、スキームオーナーの判断で作成。これは団体認証においても同様。
- JAB認定を通じた認証ではなく、「適合証明」として扱う。「認証書」ではなく「**適合証明書**」を発行。

7

+SAの審査



- +SAの審査はJGAP/ASIAGAPの審査に付随して行われる、**+SAのみの審査は行わない**。
- 必ずJGAP/ASIAGAPの初回、維持、更新審査のタイミングで行う。
- ASIAGAPで非通知審査となった場合は+SAの審査も非通知となる。
- 標準の審査工数は1時間とする。審査工数を削減する場合は50%まで(最低30分)。

8

認証の流れ



- 審査申し込みはJ/Aの申込書に+SAのチェック欄を追加、農場・団体との合意事項はJ/Aと同じ。
- JGAP/ASIAGAPの認証の決定の基準を満たしたうえで+SAの評価の判定基準を満たす必要がある。
- JGAP/ASIAGAPの認証なしに+SAのみの適合証明書を発行することはできない。
- 評価の報告はJGAP/ASIAGAPの認証の報告に付随して行う、毎月提出している認証データ一覧のエクセルフォームに+SAの項目を追加して記載する。
- +SAの適合証明書はJGAP/ASIAGAPの認証書と同様に随時提出してください。
- 登録番号はJGAP/ASIAGAPの登録番号と同じ。
- 農場の登録料は税別で1年当たり個別1,000円、団体400円/農場

9


審査員の登録




- JGAP/ASIAGAPの審査員登録をしている者が+SAの研修修了することにより+SAの審査員となる。
- +SAの審査員カードは発行なし。JGAP/ASIAGAPの審査員カードと研修受講証明書で+SA審査員の証明となる。




10

ロゴマーク 


- 持続可能性を表す+SA規格として独自のロゴマークを、適合証明書、宣伝資材、農産物の包装等に表示可能とする。ASIAGAP認証農場も表示可能。
- ロゴマークデザインはグラデーションが出づらい資材向けもあり
- 審査時に+SAロゴマーク使用許諾書の確認は不要




+ Sustainable Agriculture



+ Sustainable Agriculture




+ Sustainable Agriculture



+ Sustainable Agriculture

11

運用スケジュール 

7月			8月			9月			10月			11月		
上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
発行												運用開始		
						認定審査 事務所審査 1回目			認定審査 実地審査 兼パイロット 審査			認定審査 事務所審査 2回目		
審査員向けオンライン研修														
			農場・指導員向けオンライン研修											
			広報、パイロット審査対応農場の募集等											

12

3. +SAの要求事項

13

SA1:土地の利用権

SA1	必須	土地の利用権	土地を使用する権利を確認できる法的記録がある。 または正当な所有権、借地権があることを説明できる。
-----	----	--------	------------------------------------------------------

- 確認する記録類: 登記事項証明書(登記簿謄本)や登記済権利証、賃貸借契約書、固定資産税納税通知書
- 登記を確認する手段の例: 登記情報提供サービス;インターネット上で不動産登記情報を確認できるサービス(記載されている内容も登記事項証明書と同じだが、証明文や公印等は付加されない)
- 法的書類がない場合は、口頭による説明を受ける。
- 自己所有の場合は登記の有無、借地の場合は賃貸借契約書があるか確認、問題がある土地と無い土地の仕分けをしてもらう
- 圃場台帳にこの項目の情報も記録するとよい(cf1.1)

14

SA2:土地の購入



SA2	必須	土地の購入	<p>土地を購入する場合は以下の条件を満たしている。</p> <p>(1) 公式・非公式にかかわらず土地所有権を設定していない場合は、耕作を行う権利を示す文書がある。</p> <p>(2) 購入する土地の境界が明確でない場合は、近隣住民や地元の市町村がその土地の所有権を認めている。</p> <p>(3) 土地の所有権に関し紛争がある場合は、話し合いにより公平かつ適時に処理されている。</p>
-----	----	-------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- これから購入する土地、過去1年に購入した土地が対象。登記を確認する。
- 土地を購入したのに登記をしない場合、第三者が登記してしまうと所有権を主張できない(売主がより有利な条件で別の買主に二重売買するなど)。
- 境界には、土地登記簿に記載された隣接する土地との境界線である「筆界」と、隣地所有者と話し合って決める「所有権界」の2つがある。
- 所有権界は当事者間で合意すれば自由に変更でき、変更した際は現地に境界標(境界を表すコンクリートや石、金属の杭)やブロック塀などを設置するのが一般的⇒所有権界の合意を確認する。

15

SA3:商取引の透明性



SA3	必須	商取引の透明性	<p>商取引について、以下の取り組みを実施している。</p> <p>(1) すべての商取引に関連する文書を保持している</p> <p>(2) 贈収賄、汚職、恐喝、横領、業務上の利益相反、詐欺行為を行わないことを明確化している。</p>
-----	----	---------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- トレーサビリティの確保と関係する、JGAP/ASIAGAPで求められている収穫記録や出荷記録の保管、ASIAGAPでは7.2.4で仕入先・サービス提供者との取引で納品書の保管を求めているが、JGAPでも購入したもの・サービスについて納品書や領収書などを保管する、自分の農産物を出荷した際の書類も保管する。
- 贈収賄、汚職、恐喝、横領、業務上の利益相反、詐欺行為については農場の方針の中にこれらの行為を行わないことを盛り込んで作業者に周知を図る。審査ではこれらのことを行わないようにするためにどのようなことに気を付けているかインタビューしてみる。

16

SA4:法令の遵守



SA4	必須	法令の遵守	農業経営に関連する法令の最新情報を入手する手順を文書化している。 また、適用される法律や規制を確実に遵守する手順を文書化している。
-----	----	-------	----------------------------------------------------------------------

- 最新の法令を持っている(印刷している)必要はない。例えば、肥料取締法が改正された場合、新しい法律を入手する方法(インターネットからのダウンロード方法、普及センターの担当部署名や担当者名)を知っていればよい。審査ではどのように入手するのか手段を聞いてみて実際にたどれるかやって見せてもらう。
- 法律や規制を確実に遵守する手順の文書化、責任者の責務の管理点と結びつけ、自分の担当する部門の基準文書に関する最新情報の把握と法令の把握を行い、作業者に法令やJGAPの最新情報を周知する、JAや普及所からの情報、JGAPメルマガなどで情報入手し、農水省のウェブサイトなどでさらに情報を集め、ミーティングで周知する。

17

SA5:販売に関する契約




SA5	必須	販売に関する契約	農産物に関する以下を含む契約について文書化されている。または、作物の購入に同意している協同組合等の団体の会員であることを示すことができる。 (1) 仕様 (2) 価格 (3) 取引量 (4) 支払条件
-----	----	----------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 出荷先と農産物の出荷に関する契約が求められている。搾取を防ぐため適正な条件での取引に必要とされている。
- 基本的には出荷が始まる前に取引の条件を定めて契約書を交わす必要があるが、事前の契約が困難な場合は適正な取引であったことを示す書類として伝票類を保管するのでもよい。
- JAなどの協同組合に委託販売を依頼している場合は組合の会員であることを示せばよい、組合員証明書でなくても所属していることが分かる資料ならよい(組合費の支払い領収書など)。専門農協も同様の確認でよい。JA以外の取引先があればその分の契約書や伝票類が必要となる。

18

SA6:農薬の使用




SA6	必須	農薬の使用	<p>a. 農薬は生産国の登録があるもののみを適切に使用している。</p> <p>b. 薬剤の原体に以下が含まれている農薬を使用していない。使用している場合は、将来的に使わない方針としている。</p> <p>・ペノミル、フルオルイミド、フルバリネート、アラクロール、フルアジホップ、プロマシル、チウラム</p>
-----	----	-------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 生産国の登録があるもののみを使用についてはJGAP/ASIAGAPの管理点にすでにあるが、+SAの管理点にも入れることをSAIから求められた。
- FSAにおいて、使用を禁止している農薬は、レッドリストとして定められている。レッドリストとはストックホルム条約、ロッテルダム条約、モントリオール議定書、WHOが推奨する農薬の危険度分類など国際条約を元に作成された禁止農薬のリストのこと。

19

レッドリストについて



ストックホルム条約:環境中での残留性が高いPCB、DDT、ダイオキシン等のPOPs(残留性有機汚染物質)について国際的に協調してPOPsの廃絶、削減等を行う必要から、2001年5月、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」が採択された。2018年12月現在151ヶ国及び欧州連合(EU)が署名、我が国を含む181ヶ国及びEUが締結している。

ロッテルダム条約:先進国で使用が禁止または厳しく制限されている有害な化学物質や駆除剤が、開発途上国にむやみに輸出されることを防ぐために、締約国間の輸出に当たっての事前通報・同意手続(Prior Informed Consent、通称PIC)等を設けた条約。2005年6月27日現在、90ヶ国及びEUが締結。我が国は2004年6月15日に締結し、9月17日より国内において効力発生。現在、条約は39物質を対象にしている。

オゾン層保護を目的とした国際的枠組みを定めた「オゾン層の保護のためのウィーン条約」が1987年に、同条約に基づいてオゾン層破壊物質の生産・消費を規制する「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が1989年に発効した。

WHOが推奨する農薬の危険度分類:1975年のWHO総会で承認、その後数年ごとに改訂・再発行、農薬管理に関するFAO/WHO合同会議で策定された基準を用いて「危険性の高い農薬」を定義する際に利用、そのうち表6「農薬としての使用が廃止または中止されたとと思われる有効成分リスト」に記載の成分がレッドリスト対象となっている。

20

SA7:農地の造成



SA7	必須	農地の造成	2015年12月31日以降に農地以外の土地を新たに造成した場合は圃場が原生林、湿地帯、自然保護地域ではないこと、またそれらの地域に影響を与えていないことを文書により証明できる。
-----	----	-------	------------------------------------------------------------------------------------------

- 2015年12月31日以降が対象なのでそれ以前の農地については該当外。これ以降に農地以外から農地を造成した場合、元の土地の地目が田、畑以外の場合に注意する。
- 自然保護地域とは、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園、鳥獣の特別保護区、生息地等保護区、ラムサール条約登録湿地、世界自然遺産を指す。
- 地図、航空写真等からその圃場が造成前に自然保護地域ではなく、それらの地域に影響がないことを示す。
- 環境省が「日本の重要湿地500」を選定している、この指定は必ずしも市町村の自然環境保全地区等と一致していない。巻末にリストがあるので審査対象農場が該当地域にあり、農地の造成をしている場合は詳しく確認する。

21

SA8:労働者の雇用・採用



SA8	必須	労働者の雇用・採用	<p>a. 農場は労働者の雇用・採用に関する募集費用を負担しており、労働者に負担させていない。</p> <p>b. 人材派遣会社を使っている場合以下を実施していることを確認している。</p> <p>(1) 国から許可を得ていること</p> <p>(2) 詐欺的または強制的な募集慣行を行っていないこと</p> <p>(3) 労働関係法令の労働者関連要件に準拠していること</p>
-----	----	-----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- (参考)ILO民間職業仲介事業所条約 第181号 1997
7条手数料経費徴収の禁止
批准国における人材派遣会社では、労働者にあっせん手数料を負担させていない。
- 人材紹介会社(職業紹介事業)は求人企業から紹介手数料を徴収している。求職者から手数料は取っていない。aで禁止しているのは具体的には、人材紹介会社に支払った紹介手数料分の金額を入社してきた労働者に負担させる、ポスター、チラシなどの経費を労働者に負担させるなど。審査では労働者の募集をどのように行っているのか聞き取り、人材紹介会社などの経費をどのように処理しているのか、従業員の給料から控除していないか聞き取りを行う。
- 人材派遣業(一般労働者派遣事業):派遣元が自己の雇用する労働者を他社に派遣(派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させる)する形態であり、厚生労働大臣による許可制である。
- 許可番号、許可証の確認、検索サイトで出てくるか。審査では派遣会社が許可を得ているかどのように確認したか聞き取りを行う。
- どのように業者を調べたか、業者のうわさなどを聞いたか、会社名で検索してグーグルの口コミなどはどうだったか、聞き取りを行う。
- 日本国内の人材派遣会社が対象であり、外国人技能実習制度の監理団体を含む。

22

SA9:自己点検の実施



SA9	必須	自己点検の実施	<p>農場管理の改善のために、以下のことを年1回以上実施し、記録している。</p> <p>(1) 『+SA専用項目』のすべての管理点についての自己点検 (2) 自己点検の結果、不適合だった項目の改善</p> <p>※ 団体認証の場合は、内部監査に置き換えても良い。</p>
-----	----	---------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- JGAP/ASIAGAPの管理点同様、+SAの管理点についても審査前に自己点検を行う必要がある。
- 自己点検を行う者については特に制限を設けないが、+SAの学習をした者が行うことを推奨する。農場向けのオンライン研修を受講すればよい。受講証明が発行されるので審査時には受講証明書を確認する。ただし、受講証明書が無くても不適合にはならない。オンライン研修の受講は勧めてほしい。

23

JGAP専用項目



JGAP用項目			
SA10	必須	水の使用权	<p>水の使用量に関する行政や地域での取り決め、指導・許可制度がある場合は、それに従って節水に協力している。</p>

- ASIAGAPにあるがJGAPにはない管理点で、+SAのために実施が必要な項目となる。
- ASIAGAP 16.4(1)と同じ内容
- 16.4(2)については要求されていない
- 取り組み方、審査についてはASIAGAPと同様に実施する

24

ASIAGAP専用項目①



ASIAGAP用項目		
SA11	必須 炭素の貯留に配慮した土づくり	土づくり、有機物の地域内循環および温室効果ガス低減対策のために、以下に取り組んでいる。 (1) 炭素貯留に配慮した土づくり計画の文書化 (2) 地域内で発生する有機物、植物残渣の積極的な活用

- JGAP2022にあるがASIAGAPにはない管理点で、+SAのために実施が必要な項目となる。
- JGAP C1.3と同じ内容
- (2)については21.2地域内の循環を考慮した農業の実践で確認しているの(1)の土づくり計画書について確認する。
- ただし21.2が不適合だった場合、(2)を確認する(優先的ではなく積極的に活用とは具体的にどのようなことをしているのか)。

25

ASIAGAP専用項目②



SA12	必須 省エネルギーの推進	温室効果ガス削減対策のために、以下に取り組んでいる。 (1) 電気、ガス、重油、ガソリン、軽油、灯油等のエネルギー使用量の把握 (2) 施設、機械の省エネルギーのための計画を文書化および実施 (3) 再生可能エネルギーの採用の検討
------	-----------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- JGAP2022にあるがASIAGAPにはない管理点で、+SAのために実施が必要な項目となる。
- JGAP 11.2と同じ内容
- (1)については19.2温室効果ガスの発生抑制および省エネルギーの努力で確認しているの(2)の省エネルギー計画書、(3)の再生可能エネルギーについて確認する。
- ただし19.2が不適合だった場合、(1)を確認する。

26

ASIAGAP専用項目③



SA13	必須	危険物の保管 (肥料)	火災等事故を防ぐために、発熱・発火・爆発の恐れがある肥料を保管している場合は、肥料の販売店・メーカーに保管方法を確認し、その指導に従って保管している。
------	----	----------------	-----------------------------------------------------------------------------

- JGAP C6.3.1と同じ内容となる
- ASIAGAP25.3.1と内容的には同じであるがSAIから肥料の保管の保管条件としてセットで取り組むことを要求された。
- 25.3.1が適合であれば、再度確認する必要はなし。

27

ASIAGAP専用項目④



SA14	必須	肥料等の保管条件	肥料等の品質劣化および環境汚染防止、労働安全、食品安全のために、袋詰め肥料等の保管について以下に取り組んでいる。 (1) 保管場所に覆いがあり、日光、霜、雨、外部から流入する水による肥料への影響を防いでいること (2) ごみやこぼれた肥料の除去・清掃 (3) 肥料等を直接土の上に置いていないこと (4) 農業入り肥料および石灰窒素は、ラベルに記載のある保管方法で保管すること (5) 崩落・落下を防ぐ保管方法 (6) 農産物・種苗への汚染防止
------	----	----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- JGAP2022にあるがASIAGAPにはない管理点で、+SAのために実施が必要な項目となる。
- JGAP C6.3.2と同じ内容
- (1)から(3)までは25.3.2肥料等の保管条件で確認しているのので(4)以降について確認する。

28

ASIAGAP専用項目⑤



SA15	必須	堆肥の保管	環境汚染防止および交差汚染防止のために、製造途中の堆肥および流出液について必要な対策を実施している。
------	----	-------	----------------------------------------------------

- JGAP2022にあるがASIAGAPにはない管理点で、+SAのために実施が必要な項目となる。
- JGAP C6.3.3と同じ内容
- 25.3.3堆肥の保管を必須にしてしまうと床の不浸透性材料や側壁等の設置が困難な場合も考えられるためC6.3.3の内容を必須とした。
- 25.3.3が適合であれば特に確認する必要はなし。

29

取組用チェックリスト



JGAP+SA

Japan Good Agricultural Practices
+Sustainable Agriculture

取組用チェックリスト

青果物


JGAP2022 +SA Ver.1.0



2024年7月1日 発行
2024年11月1日 運用開始

30

JGAPでレベル変更が必要な管理点①



Japan GAP Foundation

• FSAの要求事項に対応する管理点はすべて取り組む必要があるため、該当する管理点のレベルが重要・努力の場合は必須に変更する必要がある。

2.5	重要 必須	経営者による改善	<p>a. 農場管理の改善のために、経営者は、以下の情報から農場管理の仕組みを年1回以上見直し、必要に応じて該当する責任者へ改善を指示している。</p> <p>(1) 自己点検(管理点2.4)結果(団体の場合には内部監査結果)</p> <p>(2) 商品の苦情記録(管理点6.4)</p> <p>(3) 外部審査の結果</p> <p>(4) 苦情・事故・ルール違反記録(管理点1.5)</p> <p>(5) JGAP適用範囲の変更点(管理点1.1)</p> <p>b. 経営者は、上記a.の見直し結果および該当する責任者への改善指示を記録している。</p> <p>c. 経営者は、食品安全・労働安全・環境保全・人権の尊重について農場全体での意識の醸成を図っている。</p> <p>※ 団体の場合は、経営者を団体の代表者と置き換えても良い。</p>
2.7	重要 必須	経営の維持・継続のための対策	農場経営を維持・継続するために、災害等に備えた対策や計画を立てている。
3.3	重要 必須	労働条件の提示	<p>a. 使用者は、労働者に対して、就労前に以下に示す労働条件を文書で示している。</p> <p>(1) 従事する業務内容と就業する場所</p> <p>(2) 労働する期間、期間が限定される場合には雇用契約の更新に関する事項</p> <p>(3) 労働する時間、休憩時間、休日</p> <p>(4) 賃金とその支払方法および支払い時期</p> <p>(5) 退職に関する事項(雇用の解除に関する権利、解雇の条件等)</p> <p>b. 外国人労働者の場合には、労働者が理解できる言語で労働条件を文書で示している。</p>
3.4	重要 必須	労働条件の遵守	<p>労働者の人権に配慮した労働条件を確保するために、以下に取り組んでいる。</p> <p>(1) 労働者の労働時間、休日、休憩は法令を遵守すること</p> <p>(2) 労働者の賃金は、法令で定められた最低賃金を下回らないこと</p> <p>(3) 深夜労働・時間外労働・休日労働の割増賃金は法令を遵守すること</p> <p>(4) 労働者の賃金は、管理点3.3で定めた労働条件に従った一定期日での支払い</p> <p>(5) 賃金から不当または過剰に控除していないこと</p>

31

JGAPでレベル変更が必要な管理点②



Japan GAP Foundation

3.6	重要 必須	使用者と労働者のコミュニケーション	<p>労働者の労働条件・労働環境の改善を図るために、以下に取り組んでいる。</p> <p>(1) 使用者と労働者との間で、年1回以上、労働条件、労働環境、労働安全等について労働者が意見を伝えやすい環境を整えて意見交換を実施し、実施内容を記録すること</p> <p>(2) 使用者と労働者または労働者の代表者との間で自由な団体交渉が認められており、締結した協約または協定がある場合にはそれに従っていること</p>
3.9	重要 必須	労働者用住居	労務管理上の必要から使用者が労働者に住居を提供する場合、その住居は安全で、健康的な生活環境の整備が行われている。
6.1	重要 必須	商品管理の責任者の責務	<p>a. 商品管理の責任者(管理点2.1)は、以下の業務を統括している。</p> <p>(1) 商品の種類・規格の管理(品目・品種・栽培方法等)</p> <p>(2) 数量・重量を含む商品仕様</p> <p>(3) トレーサビリティの管理</p> <p>(4) 商品の安全や品質の確保</p> <p>(5) 商品に関する苦情・異帯および商品の回収への対応</p> <p>b. 商品管理の責任者は、以下に取り組んでいる。</p> <p>(1) 担当するJGAP管理点の理解、基準文書に関する最新情報(改定等)の把握</p> <p>(2) 商品管理に関する知識の向上</p>
8.2	重要 必須	衛生管理のルール設定と周知	<p>作業着・農産物の衛生管理のために、以下の項目について衛生管理に関する必要なルールを文書化し、作業者および入場者に周知し、実施させている。</p> <p>(1) 作業着、帽子、マスク、靴、手袋等の装着</p> <p>(2) 手洗いの手順、消毒、爪の手入れ</p> <p>(3) 喫煙、飲食、喫や唾の処理および咳やくしゃみ等の個人の行動</p> <p>(4) トイレの利用</p> <p>(5) 農産物への接触</p> <p>(6) 身の回り品の取扱い</p>
8.3	重要 必須	手洗い設備の整備	<p>作業者が必要時に手洗い設備を利用でき、手洗いによる衛生を確保するために、以下に取り組んでいる。</p> <p>(1) トイレおよび作業現場近くに、衛生的な水を使った手洗いが可能な手洗い設備の確保</p> <p>(2) 手洗い設備の衛生的な管理(清掃・メンテナンス)</p> <p>(3) 手洗いに必要な洗剤・手拭・消毒等の備品の設置</p>
8.4	重要 必須	トイレの整備	<p>作業者が必要時にトイレを利用でき、トイレの汚れによる使用者および環境への汚染防止のために、以下に取り組んでいる。</p> <p>(1) 作業現場近くに、作業者に対し十分な数のトイレの確保</p> <p>(2) トイレの定期的な清掃</p> <p>(3) トイレの衛生面に影響する破損の補修</p> <p>(4) トイレの汚物・汚水の適切な処理</p>

32

JGAPでレベル変更が必要な管理点③



9.1	重要 必須	労働安全の責任者の責務	<p>a. 労働安全の責任者(管理点2.1)は、作業中のけが、事故の発生を抑制する業務を統括している。</p> <p>b. 労働安全の責任者は、以下に取り組んでいる。</p> <p>(1) 担当するJGAP管理点の理解、基準文書に関する最新情報(改定等)の把握</p> <p>(2) 労働安全に関する知識の向上</p> <p>(3) 設備・機械の安全な使用方法の情報の入手および理解</p> <p>(4) 農場内に応急手当をできる者を配置し、その者が5年以内に応急手当の訓練を受けていることが証明できること</p> <p>(5) 安全を確保するための適切な服装・保護具の用意および管理</p>
9.3	重要 必須	危険な作業に従事する要件	<p>危険を伴う作業を安全に行うために、以下を満たした作業者が担当している。</p> <p>(1) 安全のための十分な教育・訓練を受けた者(管理点4.1)</p> <p>(2) 法令で要求されている場合には、労働安全に関しての公的な資格または講習等を修了している者(管理点4.2)</p> <p>(3) 酒気帯び者、作業に支障のある薬剤の服用者、病人、妊婦、年少者以外の者</p> <p>(4) 作業内容に応じた心身機能や能力を有した者</p> <p>(5) 安全を確保するための適切な服装・保護具を着用した者</p>
9.4	重要 必須	事故発生時の対応	<p>事故・火災に素早く対応し影響を最小限にとどめるために、以下に取り組んでいる。</p> <p>(1) 事故・火災の対応手順および連絡網の文書化と作業者への周知</p> <p>(2) 清潔な水および救急箱の用意 (救急箱の中身は管理点9.2でリスク評価の結果、必要と判断したもの)</p>
9.5	重要 必須	設備・機械・器具の安全な使用	<p>事故防止のために、設備・機械・器具について以下に取り組んでいる。</p> <p>(1) 取扱説明書やメーカーの指導に従った使用</p> <p>(2) 安全性を損なう改造の禁止</p> <p>(3) 設備・機械の購入時には安全性の評価を行い、より安全に配慮した機種の選択</p> <p>(4) シートベルトや安全フレームなど安全装置がある機械は安全装置を有効にした使用(管装等)</p> <p>(5) 作業機械を装着・牽引したトラクターの灯火器類設置等、法令に従った公道走行</p> <p>(6) 使用前点検</p>
9.7	努力 必須	労働災害に対する備え(任意加入等)	<p>労働災害に対する備えのために、以下に取り組んでいる。</p> <p>(1) 労働者が労働災害にあった場合の補償対策</p> <p>(2) 経営者や家族従事者が労働災害にあった場合の補償対策</p>

33

JGAPでレベル変更が必要な管理点④



11.2	重要 必須	省エネルギーの推進	<p>温室効果ガス削減対策のために、以下に取り組んでいる。</p> <p>(1) 電気、ガス、重油、ガソリン、軽油、灯油等のエネルギー使用量の把握</p> <p>(2) 施設、機械の省エネルギーのための計画を文書化および実施</p> <p>(3) 再生可能エネルギーの採用の検討</p>
13.2.1	重要 必須	生物多様性への配慮①	<p>生物多様性保全のために、以下に取り組んでいる。</p> <p>(1) 農場周辺に生息する鳥獣の把握と、生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策の取り組み</p> <p>(2) 圃場が自然保護地域にある場合、行政の指導(開発規制等)に従っている</p>
13.2.2	努力 必須	生物多様性への配慮②	<p>生物多様性保全のために、固有種(在来種)の動植物の保全、生物多様性を活用した持続可能な農業への展開あるいは地域の生物多様性への取り組みへの参加に取り組んでいる。</p>
13.3	重要 必須	外来生物の管理	<p>生物多様性のために、以下に取り組んでいる。</p> <p>(1) 農業生産で使用する外来生物が生態系を乱さない管理</p> <p>(2) 外来生物の活用について、行政の指導の遵守</p>

34

JGAPでレベル変更が必要な管理点⑤



C1.2	重要 必須	土壌流出の防止	風や水による土壌流出を食い止めるために、必要な耕作技術を利用している。
C1.3	重要 必須	炭素の貯留に配慮した土づくり	土づくり、有機物の地域内循環および温室効果ガス低減対策のために、以下に取り組んでいる。 (1) 炭素貯留に配慮した土づくり計画の文書化 (2) 地域内で発生する有機物、植物残渣の積極的な活用
C1.4	重要 必須	汚染水の流入対策	汚水の圃場への流入による土壌および作物に対する影響を防ぐために、周辺の状況(管理点1.2)を確認した上で以下に取り組んでいる。 (1) 流入防止対策 (2) 汚水が流入した場合、作物や土壌に対する食品安全のリスク評価とそれに基づく対策の実施。リスク評価の結果および対策の記録
C2.4	重要 必須	排水・汚水の処理	水質劣化および環境汚染を防ぐために、農場で発生した排水やそれに含まれる植物残渣、掃除ゴミ等を処理している。
C5.4.2	重要 必須	農薬保管庫の管理②	農薬の誤使用、作業者の健康被害を防ぐために、農薬の保管について以下に取り組んでいる。 (1) 毒物・劇物を警告する表示の実施、他の農薬との区分管理 (2) 立ち入り可能な農薬保管庫の場合、通気性の確保 (3) ラベルが読める程度の明るさの確保 (4) 保管温度に関する指示の遵守 (5) 購入時の容器のまま保管 (6) 農薬の取り違い防止対策 (7) 使用禁止農薬、最終有効年月を過ぎた農薬の区分管理

35

JGAPでレベル変更が必要な管理点⑥



C5.4.3	重要 必須	農薬保管庫の管理③	交差汚染、環境汚染を防ぐために、農薬の保管について以下に取り組んでいる。 (1) 使いかけの農薬は封をしていること (2) 農薬の転倒、落下防止対策の実施 (3) 農薬の流出対策の実施 (4) 保管庫の棚への農薬の吸収・吸着を防ぐ対策の実施 (5) こぼれた農薬を処理するための農薬専用の道具の用意 (6) 農薬が農産物や他の資材に付着しない対策の実施
C5.4.5	重要 必須	農薬の在庫管理	農薬の入庫ごと、出庫ごとの記録がつけられている。記録と実在庫の整合性が取れている。
C6.3.2	重要 必須	肥料等の保管条件	肥料等の品質劣化および環境汚染防止、労働安全、食品安全のために、袋詰めの肥料等の保管について以下に取り組んでいる。 (1) 保管場所に覆いがあり、日光、霜、雨、外部から流入する水による肥料への影響を防いでいること (2) こみやこぼれた肥料の除去・清掃 (3) 肥料等を直接土の上に置いていないこと (4) 農薬入り肥料および石灰窒素は、ラベルに記載のある保管方法で保管すること (5) 崩落・落下を防ぐ保管方法 (6) 農産物・種苗への汚染防止
C6.3.4	重要 必須	肥料等の在庫管理	肥料等の入庫ごと、出庫ごとの記録がある。記録と実在庫の整合性が取れている。計量が困難な肥料等については、何らかの方法でその在庫を把握する工夫をしている。

36

JGAPでレベル変更が必要な管理点⑦



11.3	重要 必須	温室効果ガス(CH ₄)の発生抑制	水田におけるメタンガス発生を抑制するために、必要な対策を実施している。 例えば下記の対策をとっている。 (1) 稲わらは堆肥化後に水田還元している。 (2) 無代かき栽培をしている。 (3) 幼穂形成期前の中干処理をしている。 (4) 幼穂形成期前及び出穂後の間断灌漑をしている。 (5) 暗渠排水・心土破碎等の処理による透水性の改善をしている。 (6) 含鉄資材の使用等により土壌の酸化容量を高めている。 (7) 稲わらの秋すき込みをしている。
C6.1.6	重要 必須	濁水流出による水質汚染の防止	水田代かき後の濁水流出防止の対策を実施している。

・上記2点は穀物のみのレベル変更となる。

ASIAGAPでレベル変更が必要な管理点①



3.4	努力 必須	計画と実績の比較	(1) 管理点3.1に対する実績を記録している。 (2) 計画と実績を比較し、次の計画立案に役立てている。
12.3	重要 必須	使用者と労働者のコミュニケーション	(1) 使用者と労働者との間で、年1回以上、労働条件、労働環境、労働安全等について意見交換を実施し、実施内容を記録している。 (2) 使用者と労働組合または労働者の代表者との間で自由な団体交渉権が認められており、締結した協約または協定がある場合にはそれに従っている。 *労働者がいない場合は該当外
12.5	重要 必須	労働条件の提示	(1) 使用者は、労働者に対して、就労前に下記に示す労働条件を文書等で示している。 1) 従事する業務内容と就業する場所 2) 労働する期間、期間が限定される場合には雇用契約の更新に関する事項 3) 労働する時間、休憩時間、休日 4) 賃金とその支払方法及び支払い時期 5) 退職に関する事項(雇用の解除に関する権利、解雇の条件等) (2) 外国人労働者の場合には、労働者が理解できる言語で労働条件を文書等で示している。 *労働者がいない場合は該当外
12.6	重要 必須	労働条件の遵守	(1) 労働者の労働時間、休日、休憩は法令に従っている。 (2) 労働者の賃金は、最低賃金の制度がある国では法令で定められた最低賃金を下回っていない。最低賃金の制度がない国では、管理点12.5で示した賃金を下回っていない。 (3) 深夜労働・時間外労働・休日労働の割増賃金については法令に従っている。 (4) 労働者は、管理点12.5で定めた労働条件に従った一定期日に賃金を受け取っている。 (5) 賃金から控除されるものは法に定められた手続きが取られており、不当または過剰なものではない。 *労働者がいない場合は該当外
12.7	重要 必須	労働者用住居	労務管理上の必要から使用者が労働者に住居を提供する場合、その住居は安全で、健康的な生活環境の整備が行われている。

ASIAGAPでレベル変更が必要な管理点②



14.2	重要 必須	危険な作業に従事する作業員	管理点14.1で明確にした危険な作業を実施する作業員は下記の条件を満たしている。 (1) 安全のための十分な教育・訓練を受けた者である(管理点11.7参照)。 (2) 法令で要求されている場合には、労働安全に関する公的な資格もしくは講習を修了している者、またはその者の監督下で作業を実施している(管理点11.8参照)。 (3) 酒気帯び者、作業に支障のある薬剤の服用者、病人、妊婦、年少者、必要な資格を取得していない者ではない。 (4) 高齢者の加齢に伴う心身機能の変化をふまえた作業分担の配慮をしている。 (5) 安全を確保するための適切な服装・装備を着用している。
14.3	重要 必須	労働事故発生時の対応手順	労働事故発生時の対応手順や連絡網が定められており、作業員全員に周知されている。
14.4	重要 必須	労働事故発生時の備え	労働事故発生に備えて、清潔な水及び救急箱がすぐに使えるようになっている。救急箱の中身は管理点14.1で評価したリスクへの対応に必要なものを用意している。
14.6	努力 必須	労働災害に関する備え(任意加入等)	(1) 労働者が労働災害にあった場合の補償対策ができていない(管理点14.5で保険に加入している場合を除く)。 (2) 経営者や家族従事者が労働災害にあった場合の補償対策ができていない。
15.2	重要 必須	土壌流出の防止	風や水による土壌流出を食い止めるような耕作技術を利用している。
15.3	重要 必須	土づくり	圃場の土壌特性を把握し、持続的な土地利用のための土づくりを行っている。
16.4	重要 必須	水の使用量の把握と節水努力	(1) 水の使用量に関する行政や地域での取り決め、指導・許可制度がある場合は、それに従って節水に協力している。 (2) 上記(1)に該当する場合、灌漑水量及び農産物取扱い施設の使用水量を把握している。

ASIAGAPでレベル変更が必要な管理点③



18.6	重要 必須	機械・設備の安全な使用	(1) 機械・設備の使用に際しては、取扱説明書やメーカーの指導に従って使用している。 (2) 安全性を損なう改造を実施していない。 (3) 購入時には機械・設備の安全性の評価を行っている。
19.2	重要 必須	温室効果ガス(CO ₂)の発生抑制及び省エネルギーの努力	電気、ガス、重油、ガソリン、軽油、灯油等のエネルギー使用量を把握した上で、温室効果ガスである二酸化炭素(CO ₂)の発生抑制と省エネルギーの努力をしている。
20.2	重要 必須	資源の有効利用	農場から出る廃棄物について、下記の項目について取り組んでいる。 (1) 廃棄物の減量 (2) 決められた場所に分別して保管 (3) リサイクルの努力をしている
21.1	重要 必須	周辺環境への配慮	(1) 農場や農産物取扱い施設の周辺住民等に対し騒音、振動、悪臭、虫害・煙・埃・有害物質の飛散・流出等に関して配慮している。 (2) 農業用機械が圃場から公道に出なければならない場合には、通行人や車両の迷惑とならないように、周辺を十分確認している。
21.2	重要 必須	地域内の循環を考慮した農業の実践	(1) 圃場に有機物を投入する場合は、地域で発生した有機物を優先的に使用している。 (2) 農場や農産物取扱い施設で発生した植物残渣を堆肥や飼料等として利用する場合、地域内で優先的に利用している。
21.3	努力 必須	地域社会との共生	(1) 農場のある地域の共通ルールや慣習を理解し、それに従っている。 (2) 地域行事への積極的な参加を図り、地域内での円滑なコミュニケーションを図っている。

ASIAGAPでレベル変更が必要な管理点④



22.1	努力 必須	生物多様性の認識	(1) 農場と農場周辺に生息する動植物を把握している。また、その中に希少野生動植物がいるか把握している。 (2) 過去に存在していたが減少もしくは確認できなくなった動植物を把握している。 (3) 上記(1)と(2)についてリスト化しており、把握した動植物の存在の増減を年1回以上確認して記録している。
22.1.1	重要 必須	外来生物の管理	(1) 農業生産で使用する外来生物が生態系を乱さないような管理をしている。 (2) 外来生物の活用について行政の指導がある場合にはそれに従っている。
22.2	努力 必須	環境保全に対する方針に基づく活動	農業が環境に与える影響及び環境が農業に与える影響の両面を認識した上で、地域社会の一員として、環境と生物多様性に対してどのように貢献できるかの方針を持って活動している。
25.3.4	重要 必須	肥料等の在庫管理	肥料等の在庫台帳には、入庫ごと・出庫ごとの記録がある。記録から実在庫が確認できる。ただし、計量が困難な肥料等については、何らかの方法でその在庫を把握する工夫をしている。
19.3	努力 必須	温室効果ガス(CH ₄)の発生抑制の努力	水田におけるメタンガス発生を抑制するための対策をとっている。
25.1.4	重要 必須	施肥による水質汚染の防止	水田代かき後の濁水流出防止の対策を実施している。

・上記2点は穀物だけのレベル変更

41

団体事務局用 管理点と適合基準



農場用管理点と適合基準と異なり、専用項目を用意するのではなく差し替えであることに注意する。

3.1役割分担について+SAの管理点についても事務局と農場の役割分担を決め、文書化する。例えば、土地の利用権や購入については各農場が責任を持ち、商取引や法令遵守については団体共通の方針や法令入手の手順とする、禁止農薬についても団体共通の農薬リストで対応する、など。

3.2団体マニュアルの条件は3.1の役割分担で決めた通りに事務局と農場がそれぞれ行うべきルールをマニュアルに組み込む。+SAの部分だけ新しく+SAのマニュアルを作るのではなく、既存のJGAP/ASIAGAPの団体マニュアルに付け加える形がいいのではないか。

4.2.1内部監査員の要件としては+SAの学習を行うことを求めている。これは農場向けのオンライン研修を受講すればよい。審査では受講証明書を見せればよい。

42

JGAP用項目		
3.1	必須	団体事務局とサイトの役割分担
3.2	必須	団体管理マニュアルの条件
4.2.1	必須	内部監査員、内部監査補佐役の要件

JGAP用項目		
3.1	必須	団体事務局とサイトの役割分担
3.2	必須	団体管理マニュアルの条件
4.2.1	必須	内部監査員、内部監査補佐役の要件

43

ASIAGAP用項目		
3.1	必須	団体事務局とサイトの責任分担
3.2	必須	団体・農場管理マニュアルの条件
4.2.1	必須	内部監査員・内部監査補佐役の要件

ASIAGAP用項目		
3.1	必須	団体事務局とサイトの責任分担
3.2	必須	団体・農場管理マニュアルの条件
4.2.1	必須	内部監査員・内部監査補佐役の要件

44

+SA基準文書について



+SA https://jgap.jp/download/#plus_sa

+SA基準文書

📌 +SA Ver.1.0 (2024年7月1日発行、2024年11月1日運用開始)

総合規程

[+SA総合規程 Ver.1.0 \(PDF\)](#)

農場用 管理点と適合基準

[+SA 農場用管理点と適合基準 Ver.1.0 \(PDF\)](#)

団体事務局用 管理点と適合基準

[+SA 団体事務局用管理点と適合基準 Ver.1.0 \(PDF\)](#)

取組用チェックリスト

※取組用チェックリストは「JGAP/ASIAGAP 管理点と適合基準」および「+SA 管理点と適合基準」を組み合わせたチェックリストです。農場での取り組みの利便性を考慮して作成されたものです。

- [JGAP+SA1 取組用チェックリスト2022専業版.pdf \(PDF\)](#)
- [JGAP+SA1 取組用チェックリスト2022兼業版.pdf \(PDF\)](#)
- [JGAP+SA1 取組用チェックリスト2022年.pdf \(PDF\)](#)
- [JGAP+SA1 取組用チェックリスト2022団体版.pdf \(PDF\)](#)
- [ASIAGAP+SA1 取組用チェックリストver2.3第1版 専業版.pdf \(PDF\)](#)
- [ASIAGAP+SA1 取組用チェックリストver2.3第1版 兼業版.pdf \(PDF\)](#)
- [ASIAGAP+SA1 取組用チェックリストver2.3第1版 年.pdf \(PDF\)](#)
- [ASIAGAP+SA1 取組用チェックリストver2.3団体版.pdf \(PDF\)](#)


解説書

※解説書は適合基準への理解を深めるための解説を加えたものです。審査の基準や要求事項ではないことに留意して、参考にご活用下さい。

[+SA1 解説書2024年7月版 \(PDF\)](#)

45

確認テストと受講証明書の発行について



本研修の視聴だけでは+SAの審査員証明にはなりません。確認テストの実施が必要となります。

確認テストを完了した方にPDFで受講証明書が送られます。満点が要件ではないので間違った部分は確認すれば十分です。

+SAの審査員証明: J/A審査員カード+受講証明書

確認テストはGoogleフォームです。URLは研修案内メールに記載してあります。

46